

『播磨国風土記』からみた東播・西摂地域と交通 ―印南野の歴史的位置―

高橋 明裕

はじめに

『播磨国風土記』（以下、風土記）をはじめとした古風土記は地誌であるとともに伝承資料であるところから、歴史学研究においては十分活用されない時期が長く続いた。そうした状況は克服されつつあるが、伝承の解釈の正当性を担保するものは、一つは風土記テキストの論理、全体と部分の関係を把握することであり、二つ目に同様のモチーフを持つ他の類例との比較検討である。三つ目に文学的・文芸的テキストと歴史的事実を接合するためには風土記が地誌でもあるという点を考慮して、現地調査や考古学的事実との照応とならび、交通路を基に地域間の交通関係を析出し参照することが有効と思われる。

東播・西摂の国境地帯に関しては重要な街道も多

く、摂津側からの検討も必要であるが、本稿は風土記を史料として活用し上記三つの観点から検討を加えようとするものである。印南野をめぐる伝承やモチーフに焦点を当てることにより、風土記史料から明らかにできることと、当該の地域間交通・交通関係から得られる知見との接合を試みたい。

一 風土記ナビツマ伝承に見る明石・賀古・印南三郡

風土記における東播の沿岸諸郡（明石郡・賀古郡・印南郡）の特徴として、明石郡条が完全に欠落していること、賀古郡条も現存本は冒頭部の郡名由来が中途からの記載となっていることが挙げられる。明石郡条の逸文とされる記事が伝わっていないが、全体の記事が伝わっていないことは明石郡の研究を困難にし

ている。しかし、次の理由から原本には確かに明石郡条が付随していたこと（逸文についても真正と認められる）、また風土記の記事全体を読み解くことによつて、欠落を伴う東播諸郡の歴史性を考察することが可能となる。それは賀古郡・印南郡条全体にまたがるナビツマ伝承の存在であり、そこに明石郡の記載も登場していることから、当該伝承は東播沿岸諸郡にまたがる長大な物語伝承となっている（1）。

風土記のいわゆるナビツマ伝承は、比礼墓（褶墓）の地名起源譚を骨格としながら、景行天皇（大帯日古命）が印南別嬢に「誂ひ」（求婚）するに對して、印南別嬢が逃避行するのを景行が追跡しながら各地を訪問していく形式をとる長大な一連の物語である。景行の後となる印南別嬢は『古事記』では吉備臣の祖・若建吉備津日子の女で「針間之伊那毘能大郎女」と表記され、その所生がヤマトタケル（小碓命）である。針間之伊那毘能大郎女には「弟」（妹）「伊那毘能若郎女」がいる。ともに吉備氏所生の後妃とされ、「伊那毘」（イナビ）を人名の語幹としている。『日本書紀』では「播磨稻日大郎姫」と表記される。「別嬢（ワキイラツメ）」が「若郎女（ワカイラツメ）」の

ことならば、印南別嬢は『古事記』の「伊那毘能若郎女」にあたることになるが、『日本書紀』が「播磨稻日大郎姫」一人の人格としていることを見ると、「伊那毘」を語幹とした印南地域ゆかりの女性としておけば良いであろう。印南別嬢の実在性はともかく、地名「印南」と深く関わる物語上の人物なのである。

印南別嬢が表象する「印南」の地とはどこを指すのか。後述するナビツマ伝承全体を見ると、舞台は明石・賀古・印南三郡にまたがっている。印南別嬢の人格に表象される地域の呼称として挙げられるのが「印南野」である。「賀古郡印南野」（『続日本紀』天平神護元年五月庚戌条）という表記も存在するが、神龜三年（七二六）の聖武天皇の印南野行幸に際しては、「播磨国印南野」（『続日本紀』神龜三年九月壬寅条）と表記され、この「印南野」は明石・賀古・印南三郡にまたがっていると理解されている。『万葉集』九三五・九四七に行幸の際の歌が見えるが、播磨の地名では「名寸隅」（魚住）「藤井（藤江）浦」「明石潟」「印南つま辛荷島」「都太細江」が詠まれている。揖保郡の辛荷島を印南の「端（つま）」と詠むのは「印南」の広義の用法であろうが、「印南野」の地

域呼称としては明石の和坂を東端とする丘陵上を言うのであり、加古川を挟んだ印南郡をも含むと考えられる⁽²⁾。大和三山もが「見に来」る「印南国原」(『万葉集』一四)とも呼ばれる特別な地域なのである。こうした「印南野」の地域概念を表象する印南別嬢と景行との婚姻譚は、大王と地方豪族との婚姻関係の形式をとった中央権力―東播三郡の地域権力との関係を象徴したものとなっている。

印南別嬢をめぐる系譜を見ると、若建吉備津日子は孝靈天皇の子とされ、「大吉備津日子命と若建吉備津日子とは、二柱相副ひて、針間の氷河の前に忌筥を居ゑて、針間を道の口として吉備国を言向け和したまひき」とあり、大吉備津日子命は吉備上道臣の祖、若建吉備津日子は吉備下道臣の祖とされる(『古事記』孝靈天皇段。以下、孝靈記と略す)。孝靈記を含むいわゆる欠史八代が位置づけるのは、皇子末裔でありかつ后妃を出す存在でもある皇別氏族の系譜である。地方豪族を皇子末裔に位置づける系譜は、吉備津日子が吉備津彦神社に由来するように地方豪族の守護神を皇子の名に留める形で形成されたものである。皇子末裔というのは史実ではないが、こうした皇別氏族系譜は

天つ神・国つ神の神統譜の体系のなかに吉備津彦神社クラスの地域的奉斎神を位置づけたものとして⁽³⁾、倭王権と地方豪族との政治的関係を表象したものと受け取ることができる。「針間を道の口として吉備国を言向け和したまひき」とあるのがそれであり、「播磨の氷河」は加古川を指すと考えられることから、印南郡・賀古郡地域を介して倭王権が吉備勢力との政治的関係を構築しえた歴史的段階が想定される。印南別嬢関連の系譜と伝承が示すのは大王と地方豪族との婚姻関係の形式をとった中央―地域の権力関係なのである。播磨地域に吉備の影響があることがさまざまに指摘されているが、播磨が吉備の勢力圏であったというよりも、倭王権サイドは播磨を介して吉備勢力と関係を構築したと見るべきであろう。ナビツマ伝承は印南別嬢(「伊那毘」)の人名に妻問ひを拒む・隠れるヒメ(「隠び妻」「否び妻」)の物語を仮託することによって、印南地域に代表される東播地域と王権との関係を婚姻伝承として表現したものである。その前提としては求婚された女が隠れ、男が探し出す婚姻習俗の存在が指摘されている。なお風土記は印南別嬢を丸部臣等(和邇氏)の始祖・比古汝茅と吉備比売との間の

所生と伝えている。政治関係構築のヤマト側の主体が王権を支える和邇氏であった可能性を示しており、吉備氏が皇子の末裔であるとする皇別氏族系譜が形成される以前の段階を示している可能性が高い。播磨における和邇氏の足跡を検証する必要がある。

ナビツマ伝承において、景行と印南別嬢との関わりを見るうえで重要なのが両者の媒介者（「媒者」）として登場する息長命の存在である^{（4）}。息長命は「賀毛郡山直等始祖息長命（一名伊志治）」とされ、景行が小島・南毘都麻で印南別嬢に追いつき、二人の舟の「挟を堀抄」ったのも息長命＝伊志治であった。その際に「大中伊志治」「挟抄伊志治」の名を与えられている。「大中」は賀古郡の地名であるとともに媒介者であることに因んでいるとみられる。このように場面によつて名を変えていく（命名される）ことから、息長命は伝承の構造上からも景行と印南別嬢を結びつけるキーパーソンであることがわかる。さらに印南別嬢の「掃床」（寝所）に仕奉した出雲臣比須良比売を息長命に娶せており、景行―印南別嬢の婚姻関係（性的関係）を結びつける上で息長命の役割が強調されている。倭王権―賀古・印南地域―吉備の政治関係を構築

する上で、賀毛郡の山直・山部集団と「出雲臣」（特定の出雲勢力）が役割を果たしたことを読み取ることができよう。息長命の墓が「賀古駅の西に有り」と特記されることも播磨賀毛郡の勢力と賀古郡との結びつきを示していると思われる。

次に景行から逃れる印南別嬢の逃避行、景行による「覓ぎ訪ひ」について見る。景行は「詭ひ」（求婚）を撰津国高瀬渚（朕君渚）から出発する。赤石郡斯御井に到り、この地で御食を供進する。次いで賀古松原に到り、印南別嬢が加古川河口の三角州であるう小島・南毘都麻に逃げたことを知って、賀古郡の阿閑津（阿閑村）、御坏江で御食を供進して南毘都麻に渡ろうとする。そこで前述した息長命の媒介により印南別嬢と会し得た景行は、印南郡の六継村でようやく「密事」を成し遂げる。しかしその地が不適だったので南下し、宮殿や贅殿などを設けた地が高宮村・酒屋村・贅田村・館村・宮田村であるとする。六継村は伊保の近辺と推定され、高宮村以下は南毘都麻付近一帯の地名と推測されるが詳細は不明である。

『住吉大社神代記』には荷前の地である「幣帛浜」について、三国川の川尻より吾君川の川尻に至る難波

浦だとしている。ナビツマ伝承における景行の行程は朕君済付近の難波浦から海路で赤石郡廝御井に到着したように読める。廝御井は風土記逸文の明石駅家「駒手御井」を連想させるとともに同逸文にも御食を供進したことが見える。大阪湾から淡路島にかけて舟で御食を供進したという、仁徳記にも見える宇宙樹と「速鳥」船の説話が語られており、明石までは海路で入ったことを暗示している。そこからは山陽道沿いに御食の供進地や息長命の墓が賀古駅（加古川左岸の加古川市野口町の古大内遺跡）の西にあることが述べられる。印南別嬢の死後の匣と褶の伝承、加古川に関する年魚を貢進しない謂れ、印南別嬢の墓とされる日岡、賀古松原の松原御井と続き、いずれも加古川河口付近のゆかりの地が列挙されている。

風土記賀古郡・印南郡の各里の条は各郡のナビツマ伝承部分の後段に、基本的にナビツマ伝承と重複しない記事が載せられている。印南郡条の最後になって郡の南の海中の小島である「南毘都麻」について、印南別嬢が「隠び居い」だからナビツマと命名されたという地名起源を語るのである。比礼墓（褶墓）の地名起源譚から始まったこの伝承は、印南別嬢の死によって

語りが完結するとともに、ナビツマの地名起源伝承としても印南郡の最末尾を読むことによって初めて説話として成立する構造をもっているのである。

以上から、ナビツマ伝承は倭王権と地方豪族の関係を婚姻関係・婚姻習俗を下敷きにして語ることで王権と東播・加古川河口地域との政治的関係を象徴的に語るとともに、海路と山陽道沿いの交通関係をも表している。そこでは地名起源伝承、印南別嬢の死をめぐるモティーフが明石・賀古・印南諸郡全体をもって完結しているように、東播三郡が一体的な地域として捉えられていることが特徴である。現存本に欠落している明石郡条も明らかに存在していたということができ

二 供御のモティーフと印南野

風土記のナビツマ伝承を読解した前章において、印南別嬢を追う景行が嶋に渡ろうとする地点で御食を供進していることを挙げた。「阿閑津・阿閑村」、「御坏物」の語もこの御食の供進に関わる。「詵ひ」（求婚）の開始地点である高瀬渡において渡守の紀伊国

人・小玉が「我、天皇の贄人とありや否や」と応答するの、贄の貢進は供御と関連するということができ、ほかにも贄殿・酒殿、年魚の不貢進、赤石郡廨御井なども同様である。風土記逸文の明石駅家にも「駒手御井」と、「速鳥」船によって大阪湾を航行し御食のための聖水を貢進する記事が存在する。

これらを供御のモティーフと称することにする。供御のモティーフはナビツマ伝承以外の風土記の記事にも散見される。供御料たる食料品・海産物（「魚次・魚住」「江魚」「魚塩地」など）と、供御のための容器（「御坏」・鍋（甌）「御筥」「食具等物」など）とはセットである。

「落とす行為」を伴う場合もある。印南郡含芸里条瓶落の地名起源伝承では私部弓取等遠祖・他田熊千が瓶の酒を馬の尻に着けて土地を求めて行ったところ、瓶がこの村に落ちた故に瓶落と称したという。また酒の泉も湧き出でたという。酒を入れる瓶も供御のモティーフを構成するものといえる。揖保郡大家里条には宇治連等遠祖、兄太加奈志・弟太加奈志の二人が大田村の地を開墾している際に、食器を荷っていた廨人の枅が折れて荷が落ちた。奈閉が落ちた地を魚戸

津、前筥が落ちた地を上筥岡、後の筥落が落ちたところを下筥岡と名づけ、枅が落ちた地は枅田と名づけられたという。鍋（奈閉・魚戸）、筥も供御のモティーフであるとともに、品物を落としたことが地名起源になっているということは、居地の選択や土地の点定に際して物が落ちたという偶然によって神意を得たことを示しているのであろう。神々も品物を落とすことでその地に鎮座する。「落とす行為」は村立て（村落開発）や開墾、土地の占有・領有と関わりと考えられる^⑤。「落とす」主体が開発者である。

落とした品物が酒や食料品、食器であるならばなおさら土地の占有・領有、国土支配の観念と密接である。生鮮食料品、食器などからなる供御のモティーフは、その土地で収穫された食物を初物などとして食する者がその土地の支配者であるとする思想、いわゆる「食国」の観念と深く関わっている。記紀や祝詞における食国の観念は天皇の国土支配権を表象している。

『日本書紀』仲哀天皇八年条（以下、仲哀紀八年条）にも供御のモティーフを見ることができる。仲哀天皇が熊襲を討つにあたり、岡県主（福岡県遠賀川河口付近の土豪）の祖・熊鰐が天皇を周防沙塵浦に迎

え、「魚塩（ナジオ）地」を献上した。魚塩地とされたのは穴門より向津大済までを「東門」とし、名籠屋大済を「西門」とする海域で、それは「没利嶋・阿閉嶋を限りて御宮とし、柴嶋を割りて御甌とす。逆見海を以て塩地とす。」とある。山口県下関沖合いの島嶼部から福岡県洞海湾・北九州市の海上までの広大な水域を天皇への供御のための「魚塩地」として献上したという地方豪族の服属譚である。それとともに天皇の征西に際してこの海域の交通を保障したものと考えることができる。

これに関連して景行紀二八年条では、ヤマトタケルが征西の後、「是を以て、西洲既に謚りぬ。百姓事無し。ただ吉備穴済の神、及び難波柏済の神のみ、皆害る心有りて、毒しき氣を放ちて、路人を苦びしむ。並びに禍害の藪となれり。故、悉く尼に其の悪しき神を殺して、並びに水陸の徑を開く」と復命している。吉備穴済は「婀娜国」と表記された備後国安那郡周辺の海を指すか、備前の児嶋湾を指す。難波柏済は仁徳紀において皇后磐之媛が御綱柏を紀伊国へ採りに行ったところ、天皇の逢瀬を知った皇后が採ってきた柏葉を棄てたとされる難波済Ⅱ葉済、難波御津前にあたる。

皇后磐之媛の嫉妬譚は仁徳記では吉備国児島の仕丁が吉備と難波の御津前を往来している設定となっている。注目すべきは吉備から難波までの広域的な海域を「水陸の徑」としていることである。瀬戸内海における広域の海域が「吉備穴済の神」と「難波柏済の神」を平服させることによって掌握されるとする表現と、仲哀紀において広域的な海域を供御領としての「魚塩地」と表現していることが極めて類似している。供御のモチーフには食国の観念に加えて広域的な交通を表象している側面がある。

難波柏済の柏葉にも注目したい。播磨国から貢納された柏葉が大嘗祭に使用されることは知られているが、印南野と柏葉との関わりを窺わせるのが『万葉集』巻二〇―四三〇一の播磨守安宿王「稻見野のあから柏は時はあれど君を吾が思ふ時は実無し」である。神亀三年の聖武天皇の印南野行幸を前提とした白馬節会での歌の奏上と見られる。なぜ印南野行幸と柏葉が詠われるのか。播磨が柏葉の貢納地であることに加えて、行幸の途上で皇位に付随する聖なる供献物を詠うことが天皇の寿ぎとなったのであろう。ナビツマ伝承において天皇が処々で御食を供進すること（Ⅱ供御の

モティーフ」と、柏葉のような聖なる供献物を挙げることは行幸や交通体系を表象することとなるのである。瀬戸内海の「水陸の径」を吉備穴済神―難波柏済神と表現しているのも同様である。

以上を広義の供御のモティーフと考えると、大王の食膳奉仕を職掌とする膳氏の後裔氏族・高橋氏による「高橋氏文」にも関連伝承を見いだすことができる。高橋氏の奉事根源譚は景行紀に載っており、それを前提に「高橋氏文」ではより詳しく始祖・磐鹿六雁命について、

伊勢に行幸し、轉りて東国に入りましき。…上総国安房の浮島村に到りましき。爾時に、磐鹿六雁命、從駕に仕奉る。天皇、葛飾野に行幸して、御獺せしめたまふ。…大后、磐鹿六雁命に詔したまはく、「この浦に異しき鳥の声聞ゆ。其れ、かくかくと鳴けり。其の形を見まく欲す」とのりたまふ。即ち、磐鹿六雁命、船に乗りて鳥が許に到れば、鳥驚きて他し浦に飛びぬ。猶追ひ行けども、遂に捕らふることを得ず。…(6)

との伝承を伝える。狩猟も大地の生鮮物の供御であり、供御のモティーフにはかならない。登場人物が女性や鳥を追いかけて転々と移動している点もナビツマ伝承と類似している。注目すべきは葛飾野である。現・市川市国府台一带を中心とした葛飾野は南北に流れる江戸川の下流域にあたるとともに東西交通路が交わる東国交通上の要衝である。ナビツマ伝承が展開する印南野も山陽道が通じるとともに南北に流れる加古川が交錯する。印南丘陵・「印南野」は天德行幸の地であり、歌にも詠われる点と、東国の「葛飾野」「隅田川」が後に歌枕となつている点は極めて類似している。

両者に共通するのは供御のモティーフである(7)。供御のモティーフは天皇の国土支配権を表象するとともに、広域的な交通体系をも表している。印南野や葛飾野は供御のモティーフが示す交通体系上の枢要地なのである。

三 東播・西摂の交通と印南野

ナビツマ伝承は明石―賀古―印南の地域的一体性と

ともに、王権と東播地域との政治的関係を示す交通上の枢要地を表現していたことをみた。それは海路を含む山陽道沿いの交通関係を表している。一方で、ナビツマ伝承は王権と東播の勢力の媒介者として息長命を登場させ、賀毛郡の山直・山部集団の役割を強調している。

賀毛郡の山直については既多寺大智度論の知識に氏族名が複数見え、それによれば賀毛郡における存在形態としては当地の地縁的結合の中心（有力地域集団）である針間国造氏と山直氏が地縁的結合をもちながら、山直氏そのものも賀古郡、多可郡など加古川水系に地縁的結合を広げていたと見られる^{（8）}。山直氏そのものはより有力な山部連集団の一部として東播地域に地位を築いたと見られ、その集団の中心は美囊郡の縮見（志染）ミヤケの管理にあたった山部連氏であった。ヲケ・オケ皇子関連記事において、前播磨国司だった伊予来目部が山官に任じられ、山部連氏として山部集団を統率したとするものである。山部集団は他に宍粟郡にも分布している。八世紀段階では賀毛郡の山直・山部集団は地域内における有力地域集団とは見られないが、播磨の山部集団の始祖的集団が賀毛郡

にあり、それが加古川水系一帯に影響力をもつようになったと考えることはできるのではないだろうか。

このような政治的社会的関係を結びつける東播における交通について考えると、沿岸部の山陽道だけでなく内陸交通・河川交通にも注目しなければならない。中央と結ぶ摂津―播磨の内陸交通路については、摂津の有馬から淡河を通って播磨美囊郡に入り、三木、賀古郡の国包で加古川に至る湯山街道の存在が重要である。また山陰道（丹波街道）から篠山―賀毛郡三草―小野に至る現在の国道三七二号線のルートによっても、小野―国包で結ばれることによって賀古郡に到ることができると。国包からは河川交通を利用して賀古水門に出ることもできるし、国包―三木を経ることによって明石に出ることも可能となる。この点で内陸部の賀毛郡、美囊郡と、沿岸部の明石郡、賀古郡、印南郡との交通関係を考えるうえで、両者の間にある印南野をめぐる交通に注目したい。それによって印南野が広域的な交通体系における枢要地であることがより明瞭になると思われる。

古墳時代の明石郡一帯の集落遺跡の分布を見ると、明石川と支流の櫛谷川、伊川沿いに集中しており、稲

作農耕の基盤が印南野にはほとんどなかったと判断される。ただし古墳築造と渡来人集落及び須恵器生産が印南野丘陵上あるいはその縁辺で行われている。⁹⁾ 印南野が古代においては水稻耕作に適さず、新規の開発対象地だったことを示している。

この点で注目されるのは、賀古郡の人・馬養造人上の改姓記事である。その祖先、吉備氏系・上道臣息長借鎌は仁徳朝に「賀古郡印南野」に居住した。その六世孫が上宮太子の時に馬司に任じられたという。改姓を申請して馬養造から「印南野臣」姓を許されたという（『続日本紀』天平神護元年五月庚戌条）。祖先が吉備系の「息長」であることに注意されるが、馬飼・馬司であることから実体としては吉備氏の配下にあった渡来系集団であろう。それが上宮王家の政策で印南野に入植（仁徳朝というのは仮託であろう）し、馬飼・馬司の職掌をこの地で担ったのである。この集団は吉備氏配下から上宮王家配下へと所属の変更があった可能性が考えられる。

吉備氏所生と伝える印南別嬢、媒介者としての息長命をめぐるナビツマ伝承の舞台・印南野に、吉備系の系譜を持つ息長借鎌の後裔が存在することは、この地

をめぐるヤマトと吉備の政治・権力関係の歴史的重層性を窺わせる。

六世紀中頃の明石魚住町・寺山古墳から頭部のみの馬形埴輪が出土しており、馬の供儀との関わりが指摘されている¹⁰⁾。印南野は水稻耕作には適さないが、王権・王家の関与によつて七世紀に入る前後より牧を含む開発対象地となったことを示している。

開発と併せて印南野の交通上の位置を風土記の記事を検討することで探ってみる。賀古郡鴨波里条とそこに見える「賀意理多谷」にまつわる伝承である。

鴨波里（土は中の中なり）。昔、大部造等の始祖古理売、此の野を耕して、多に粟を種さき。故、粟々里と曰ふ。此の里に舟引原有り。昔、神前村に荒ぶる神有りて、毎に行く人の舟を半ば留めき。是に、往來の舟、悉に印南の大津江に留まりて、川頭に上る。賀意理多谷より引き出して、赤石郡林潮に通はし出だしき。故、舟引原と曰ふ。又、事は上の解に同じ。

「賀意理多谷」をめぐつて、岩波古典文学大系本は

現在加古川大堰付近に注いでいる草谷川説をとる。小
学館新編日本文学全集本は日岡の北側で加古川に合
流する曇川説をとっている。草谷川下流・河口部は現
在は河川工事がなされているが、近世初頭には新井の
取水口が草谷川河口付近に造られ、戦国期造成と思わ
れる五ヶ井にまつわる「太子岩」が所在し、聖徳太子
伝承が伝わっている。以上は後世の取水に関わる事柄
であるが、草谷川の流路には加古川市八条町の城山が
あり、その東部に行者塚古墳・西条古墳群（前期～後
期）が所在する。縄文から平安期の集落遺跡である八
幡町宮山遺跡には旧道が通り、国包の渡しに至る。

草谷川自体は印南野丘陵北縁を流れる枯れ川であ
り、古代においても船を曳き越したかどうかは検証で
きない。しかし、その上流は志染川との分水嶺に水源
を発し、神出付近を越えれば明石川・押部谷に出るこ
とが可能な谷筋である。

一方、曇川は河口が日岡山にあり、神野の二塚古墳
を経て遡上すると天満大池（岡大池の後身）に至る。
天満大池は南流する瀬戸川と北流する曇川との分水嶺
に位置している。天満大池の水源は雌岡山付近の神
出・手中池からの手中流であり、近世にはしばしば水

論が起こっている。天満大池近くの六分に小字「船
引」があることからこれを「賀意理多谷」の船の曳き
越しと結びつけるわけであるが、「曇川」の名前の通
り水無川だったと思われる。

「舟引原」をめぐる船の曳き越しは事実として検証
できない。荒ぶる神の伝承を伴っていることは、境界
領域というのではなく実体として交通の要衝、政治
上・物流上の要衝であることを示している¹¹⁾。「舟
引原」「賀意理多谷」の記事に加古川河口・賀古水門
（印南大津江）と明石川河口・明石泊（明石郡林潮）
を結ぶ印南野丘陵の交通路・谷筋の役割を見いだすこ
とは可能である。草谷川は国包から志染、押部谷、さ
らには明石川を下って明石泊を結ぶルートとなる。印
南野における天満大池の位置は、ここを分水嶺として
北西に曇川が流れ、赤根川・瀬戸川が南流する。さら
に雄岡山・雌岡山を発する手中流とつながっている。
これは五ヶ井・新井成立以前の印南野丘陵の水利の状
況を示している。交通路としては天満大池の六分一を
国包渡―二見湊（県道宗佐土山線・二見土山線）、三
木―二見湊（県道志染土山線）の街道が交差して走っ
ている。古代・中世においては二見湊に代わって魚住

泊（名寸隅船瀬）が印南野の要港であり、聖武天皇の印南野行幸以来、播磨五泊の一つとして重要な位置を占めた。魚住泊推定地は明石市大久保町西江井島の赤根川河口であり、中世には魚住荘が所在した。

賀古郡鴨波里、望理里の位置については、風土記が望理里は賀古川の湾曲部にあるとするので、印南野の加古川南岸部と想定される。草谷付近から天満大池の東に所在した旧母里村付近まで含む可能性がある。

そうすると鴨波里は印南野丘陵の中央から沿岸部の地域、後の阿閑荘や魚住を含むものとなる。木簡史料に「幡磨国加古郡禾々里／□戸首名俵」（平城宮木簡）、「播磨国賀古郡淡葉郷□□里伯禰部石村御調御贄大蛸六斤太」（平城京二条大路木簡）がある。船引原は鴨波里にあるとされるから、「賀意理多谷」は曇川の可能性が高くなる。

鴨波里条でもう一つ注目したいのは「大部造等の始祖古理売、此の野を耕して、多に粟を種きき」の記述である。粟を蒔くのは水稻耕作に適さない印南野丘陵上だからである。「大部造等」は大伴氏系の氏族であろう。播磨における大伴氏の痕跡としてほかに風土記賀毛郡檜原里伎須美野条を挙げることができる。大

伴連等が伎須美野の地を請い、国造黒田別に地状を問うたところ、その答えが山に囲まれて隠れた（キスメル）地だったというのでその名がついたというものである。

印南野丘陵を南北に通る交通路である県道二見土山線・宗佐土山線で魚住から六分一を経て国包に至り、国包の渡しで加古川を渡河して加古川右岸を北上すれば来住野に至る。下来住の対岸は大部荘の下大部であり、この地にあつた嘉市渡しは印南郡・加西郡方面から来住野を通して小野に至る最短距離であつた⁽¹²⁾。

大部荘は久安三年（一一四七）、東大寺領垂水・粟生・赤穂三カ庄と「丈（大カ）部郷田地一処」⁽¹³⁾を代替して立荘された。大部荘は北を東条川、西を加古川に囲まれた両河川の合流地点南東部（合流地点の西岸が風土記の川合里）の段丘上を開発していく。しかし低位・中位・高位段丘面を開発するのは中世以後であり、一二世紀に郷名が初見する大部郷の地は加古川に面する低地である下大部付近と想定される。風土記では山田里の範囲と考えられ、「猪飼野」に日向肥人朝戸君の事績を記すが、低位段丘面を粗放的に利用したものであろう。大部郷の名は古代には確認されない

が、「大部」の地名が大伴連氏が進出した来住野の対岸であることに由来すると考えるのは的はずれではないのではなからうか。そうだとすると大伴氏の痕跡を印南野―来住野―大部の交通路に辿ることができる。

大伴氏関係による播磨への関与として、『日本霊異記』（上―第五）に厩戸皇子・上宮王家によって、推古一七年に大部屋栖古連が播磨国揖保郡の水田二七三町余りの水田司として遣わされたとの記載を挙げることができる。屋栖古連は紀伊国名草郡宇治（紀三井寺宇治）の大伴氏の先祖であり⁽¹⁴⁾、厩戸の「肺脯侍者」となったとされ、側近であった。推古紀一四年は歳条に天皇が播磨の水田百町を厩戸に施入し、これを厩戸が斑鳩寺に施入したというのが対応しよう。屋栖古連は播磨斑鳩寺の経営のために派遣されたものと考えられる。大伴氏による揖保郡の開発は風土記の大家里条、大田里条にも見出すことができる。大田里には丁瓢塚古墳、丁柳ヶ瀬遺跡が所在する。丁柳ヶ瀬遺跡からは須恵器などに「大伴」の墨書が見つかつている。遺構は明瞭ではないが土器は八世紀に属する⁽¹⁵⁾。大田里の呉勝は紀伊国名草郡大田村から摂津を経て揖保郡に移住してきたとする。紀伊国名草郡宇治

の人である大部屋栖古連との関連が窺える。隣り合う大家里の上筥岡・下筥岡・魚戸津・杓田の伝承に登場する、丁（与富等）の土地へ開墾に向いた宇治連等の祖、兄太加奈志・弟太加奈志は、大部屋栖古連と同じく紀伊国名草郡宇治の氏族なのであろう。揖保郡の水田二七三町余り（推古紀では百町）の一部あるいは大部分が揖保郡の大津茂川、西汐入川下流域に開田された可能性は高い。丁柳ヶ瀬遺跡の「大伴」墨書土器は、七世紀前後に開始された新たな開田を受けて、八世紀に存続した大伴氏の関係施設と関連するのであろう。大家里、大田里の開墾記事を大伴氏差配下のものと見ることが成立するならば、そのように考えられるのである。丁古墳群（前期古墳と、アーチ状天井の後期古墳を含む）周辺の開発は五世紀段階と七世紀前後の二段階があったことになる。その相違は、山麓部の小規模開発、溜池築造や盆地部への溝構築と、比較的規模の大きな河川下流の氾濫原の耕地化と丘陵面の土地開発との間の技術的な段階差である。

以上は大伴氏の関与による揖保川水系の開発・経営に関わるものであるが、大伴氏は加古川水系でも上宮王家による開発を主導したのであろう。前述した上宮

王家の政策で印南野に入植し馬飼・馬司の職掌を担った馬養造氏の事例とともに、大伴氏の来住野への派遣も上宮王家による加古川水系の開発・経営の一環と見ることが出来る。段丘上の印南野の開発は、七世紀前後以降に本格的に着手されたものとみることができるよう。

武庫川水系と加古川水系が湯山街道など東西の内陸交通によって結ばれており、そうした地域間交通、地域権力のあり方が古代から中世にかけて歴史的に重層していることが摂津・播磨における源平争乱や南北朝争乱の事例から指摘されている⁽¹⁶⁾。最後に印南野と志染川・美囊川を含む加古川水系の地域間交通が、古代から中世にかけて歴史的に重層していることを大部荘関係史料を通して一瞥してみる。前掲の大部郷田地と垂水・粟生・赤穂三カ庄を替えたこと自体、明石川と加古川水系の交通を前提にしていると見られる。永仁年間には前雑掌であった志深保雑掌垂水繁昌が久留美荘地頭らとともに大部荘に乱入している⁽¹⁷⁾が、垂水を氏名とする人物⁽¹⁸⁾が志染や大部の雑掌を務めていることは明石川・加古川水系のルートで移動していることとみることが出来る。明石川方面からは正和年間に平野荘の悪党が大部荘に乱入している⁽¹⁹⁾。乱入・狼

藉の背景はさまざまだが、大部荘が交通の要地に位置していることが共通の前提である。建仁三年の將軍家政所下文案は播磨国大部庄・魚住泊住人らに守護使乱入停止を命じている⁽²⁰⁾が、大部荘と魚住泊の住人にセットで命令が下されていることは故なしとしないのではなからうか。文安年間、明石川支流櫛谷川流域にある如意寺が魚住荘内に大般若経田を所持している事例⁽²¹⁾は魚住と明石川水系との連絡を前提にしていることとみることが出来る。

このように印南野は東播の明石・賀古・印南沿岸諸郡にまたがり交通の枢要地になっているだけでなく、沿岸部と内陸の美囊・賀毛郡をも結んでいる。それゆえ王権・王家が進出して開発に手を加えるとともに、王権ゆかりの故地として伝承や神聖な供御のモチーフに彩られてきた。そうした交通関係は古代のみならず中世、恐らくは近世にかけても歴史的に重層する形で東播・西摂国境地帯の地域性を歴史のなかに刻印してきたと考えられる。そのような歴史的な重層性を生み出した要因は何であり、単に歴史が繰り返されるだけではない、それぞれの時代的特性を解明することが今後の課題である。

おわりに

本稿が論じてきたことをまとめておきたい。まず風土記のナビツマ伝承を読み解き、明石・賀古・印南諸郡が一体的な地域として捉えられており、山陽道沿いの交通関係をも表現していることを論じた。ナビツマ伝承を王権―印南地域―吉備との歴史的な政治関係として理解すると、吉備氏の優勢が五世紀後半、雄略朝の星川皇子反乱を機に後退し、その際、播磨における和邇氏勢力の存在と、賀毛郡の山直（その始祖が息長命）の勢力が重要であることが見えてきた。天皇に仕える息長命の役割は、やはり天皇と皇后の間を取り持つ高橋氏の始祖・磐鹿六雁命の役割と似ている。

そこで両者に共通する供御のモチーフに注目して、それが天皇の国土支配権を表象するとともに広域的な交通体系における枢要地をも表象していると見て、「印南野」「葛飾野」の共通点を指摘した。それは南北に流れる河川の河口（天然の良港）を擁するとともに複数の水系を結節する形で東西の交通路が貫通している。河口部付近の丘陵と低地は開発の段階を異にし、主に丘陵部は新規の開発対象地として王権や中

央権力が関与した。そのため後世において王権ゆかりの地として伝承や聖なるモチーフの舞台となってきたのである。

播磨においては、上宮王家の主導により大伴氏が揖保郡の河川下流域を開発するとともに、加古川水系沿いに印南野と来住野に進出したと見られ、印南野丘陵の開発に関わったことを指摘した。

風土記は伝承資料であるが、舞台となった地域における歴史的に重層する特質に着目し、また伝承のモチーフを読解すること、その地理認識の特性を理解することによって、中央―地域間の政治的関係、交通体系を明らかにすることができるのではないか。本稿はそうした試みの一つである。

風土記に長大な物語として収載されたナビツマ伝承は王権の国土支配権と広域的な交通体系の表現・テキストとして理解した。供御のモチーフも食国的な支配理念・統治理念の表現として読解したものである。風土記の素材の伝承主体と編纂主体の実体に照らし、こうした表現の主体、語りの主体は誰なのか、表現はテキスト上にとどまるのか、それとも儀礼の実修を伴うのかについては、本稿では掘り下げることで

きていない。特定の場や行幸時にこうしたモチーフの歌が詠じられていることや、風土記の説話の中には祭祀の実修を伴ったと見られるものも存在する。それらを踏まえて地域の歴史をさらに明らかにしていきたい。

(註)

(1) 飯泉健司「播磨国風土記」(植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』(世界思想社、二〇〇一年)。

(2) 印南野が明石・賀古・印南三郡にまたがることについては、今津勝紀「日本古代史研究とGIS」(新納泉編『空間情報科学を用いた歴史学・考古学をはじめとする人文科学研究の推進』(岡山大学、二〇〇六年)。

(3) 岡田精司「記紀神話の成立」(『岩波講座日本歴史第二巻 古代二』一九七五年)。

(4) 今津勝紀「古代播磨の「息長」伝承をめぐって」(『日本史研究』五〇〇、二〇〇四年)。

(5) 古市晃「神の落とし物」(坂江渉編『風土記からみる古代の播磨』(神戸新聞総合出版センター、

二〇〇七年)。

(6) 沖森卓也・矢嶋泉・佐藤信編著『古代氏文集 住吉大社神代記・古語拾遺・新撰亀相記・高橋氏文・秦氏本系帳』(山川出版社、二〇一二年)。

(7) 森田喜久男「古代王権の東国支配―『高橋氏文』涉獵伝承の分析から―」(『歴史評論』七八六、二〇一五年)は葛飾野が水陸交通の結節点であること、景勝地であることから狩獵地ともなり、葛飾野における狩獵は「山海之政」を具現化するための儀礼であったことを論じている。森田氏が着目する「山海之政」は、ヤマト王権の統治理念であり、それを具現化するうえで山野河海の幸の貢納と食膳が伴うとする(同『日本古代の王権と山野河海』(吉川弘文館、二〇〇九年)）。本稿がいう供御のモチーフは王権の国土支配及び交通上の枢要地を表象する表現として捉えており、表現のなかに統治理念及び交通体系を見い出そうとするものである。そのなかには万葉歌にみるように実際に儀礼が実修されたものもありうると考える。交通の結節点を論じる点で「山海の政」は本稿と近似するといえよう。

(8) 今津勝紀「日本古代の村落と地域社会」(『考古

学研究』五〇一三、二〇〇三年)。

(9) 発掘された明石の歴史展実行委員会編『明石の古墳』(同委員会・明石市、二〇一一年)、同『明石の古墳Ⅱ』(同委員会・明石市、二〇一二年)、同『明石の古代』(同委員会・明石市、二〇一三年)。

(10) 発掘された明石の歴史展実行委員会『明石の古墳Ⅱ』(前掲)。

(11) 坂江涉「風土記の「荒ぶる神」の鎮座伝承―王権と広域権力による地域編成の一断面―」(『出雲古代史研究』二五、二〇一五年)。

(12) 『日本歴史地名大系 兵庫県の地名(一)』(平凡社、一九九九年)。

(13) 応保二年五月一日官宣旨案『小野市史 第四巻 史料編Ⅰ』(小野市、一九九七年)。

(14) 甲斐国一宮・浅間神社の宮司家・古屋氏の家譜「古屋家家譜」には大伴氏の祖神を紀伊の祭神として多く載せ、その中に金村の子として「宇遅古連公」が見え、これを宇治大伴連と注記する。紀伊国名草郡宇治大伴連などの先祖とされる大部屋栖野古連公はこれに対応するものであろう(溝口睦子『古代氏族の系譜』(吉川弘文館、一九八七年))。

(15) 『姫路市史 第七巻下』(二〇一〇年)。

(16) 市澤哲「南北朝内乱からみた西摂津・東播磨の平氏勢力圏」(史料ネット編『地域社会からみた「源平合戦」』(岩田書院、二〇〇七年))、同「建武・暦応の西摂津・北摂津合戦」(『新兵庫県史』三、二〇一〇年)。

(17) 永仁三年正月月日大部荘百姓等重申状など(『兵庫県史』史料編中世五、東大寺文書―播磨国大部荘〈兵庫県、一九九〇年〉)。

(18) この垂水が摂津の垂水か、大部荘の南の四至にあたる河内村垂井(垂水)である可能性が指摘されているが、水系的にも明石の垂水が有力であろう。

小野市史編纂専門委員会編『小野市史 第一巻本編Ⅰ』(小野市、一九九七年)。

(19) 正和五年六月二四日後伏見上皇院宣案など(『兵庫県史』史料編中世五、前掲)。

(20) 建仁三年五月一七日將軍源頼家家政政所下文案(『兵庫県史』史料編中世五、前掲)。

(21) 文安三年一二月一三五行重・近助連署裁許状写(『兵庫県史』史料編中世二、如意寺文書〈兵庫県、一九八三年〉)。